

県南広域振興局長告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年3月26日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 盛岡和賀線
- 2 供用開始の区間 花巻市上根子字神山207番1地先から太田第44地割203番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成25年3月27日から同年4月27日まで